

国立大学法人九州大学職員の早期退職に関する規程

平成25年度九大就規第4号
制 定：平成25年 9月30日
最終改正：令和 5年 3月30日
(令和4年度九大就規第58号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度就規第1号。以下「就業通則」という。）第13条第3号に規定する早期退職に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定年 60歳（就業通則第2条第1項第1号に規定する教員にあつては、65歳）をいう。
- (2) 募集 定年前に退職する意思を有する職員の募集をすることをいう。
- (3) 応募 募集に対し、自らの意思により応募することをいう。
- (4) 認定 応募による退職が予定されている職員である旨の認定をすることをいう。
- (5) 早期退職制度 組織構成及び職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、早期退職者の募集をし、職員が応募をした後、定年に達する日前に、認定を受けて退職すべき期日に退職する制度をいう。

(対象者)

第3条 早期退職制度は、国立大学法人九州大学職員退職手当規程（平成16年度九大就規第27号。以下「退職手当規程」という。）の適用を受ける職員のうち、定年から15年を減じた年齢以上である職員を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 就業通則第2条第2項の規定により期間を定めて雇用されている者（九州大学教員の任期に関する規則（平成16年度就規第75号）に基づき、任期を定めて雇用された者を除く。）
- (2) 退職すべき期日における退職手当規程第9条に規定する勤続期間が10年未満の者
- (3) 退職すべき期日が到来するまでに定年に達する者
- (4) 就業通則第44条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらず管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

(退職すべき期日)

第4条 早期退職制度による退職すべき期日は、3月、6月、9月又は12月のいずれかの月の末日とする。

(委任)

第5条 総長は、応募及び認定に係る権限の全部又は一部を委任することができる。

(募集)

第6条 総長は、募集を行うに当たっては、募集の目的、退職すべき期日、募集をする人数及び募集の期間、その他募集に関し必要な事項を記載した要項（以下、「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知する。

2 募集を行うに当たって、特に必要と認める場合は、人事委員会の議を経て、教育研究評議会において審議のうえ、実施する。

(応募)

第7条 第3条に規定する職員は、募集の期間中いつでも応募し、退職すべき期日が到来する30日前までの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

2 応募又は応募の取下げは職員の自発的意思に委ねられるものであって、これらを職員に対し強制してはならない。

(認定)

第8条 総長又は総長の委任を受けた者は、応募をした職員（以下「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、認定をするものとする。

- (1) 応募が募集実施要項に適合しない場合又は応募者が第3条に規定する対象者に該当しない

場合

- (2) 応募者が、応募した後就業通則第44条の規定による懲戒処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが社会通念上不適切と認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 2 総長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 3 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- (1) 就業通則第44条の規定による懲戒処分を受けたとき。
 - (2) 就業通則第17条の規定により解雇されたとき。
 - (3) 退職手当規程第10条第4項、第11条第1項、第12条第1項又は第14条第3項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (4) 募集実施要項に記載された退職すべき期日までに退職したとき（前3号に掲げるときを除く。）。
 - (5) 第7条の規定により応募を取り下げたとき。

（雇用の制限）

第9条 早期退職制度により退職した者は、再び退職手当規程の適用を受ける職員となることはできない。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、早期退職制度に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 国立大学法人九州大学教員の早期退職に関する規程（平成23年九大就規第16号。以下「教員早期退職規程」という。）は、廃止する。
- 3 教員早期退職規程に基づき退職の日が平成26年3月31日に係る申出を行った教員については、この規程に定める応募者として取り扱う。この場合において、当該教員の退職すべき期日は、平成26年3月31日とする。

附 則（平成25年度九大就規第5号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大就規第14号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第15号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大就規第3号）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第58号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。